前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和4年3月2日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第27条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務(法第13条第3項 第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事 務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改 める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。